

簡易専用水道のてびき

水道法において、マンション・事務所・学校・病院等で一定規模以上の受水槽がある水道施設の設置者に、衛生的管理義務が課せられています。法的義務及び市の指導としての義務は次のとおりです。このてびきの内容をよく理解し、適切な管理を行うようにしてください。

届 出	簡易専用水道に該当する場合は保健所へ届け出ること。
管 理	管理基準に従い管理すること。 ①水槽の定期清掃（年1回） ②施設の点検と清潔保持 ③異常時の水質検査 ④汚染事故等の給水停止
検 査	厚生労働大臣登録検査機関に依頼し、管理状況についての検査を定期的（年1回）に受けること。

船橋市保健所 衛生指導課

〒273-8506

船橋市北本町1-16-55

電話 047-409-2598

H27年10月1日 改訂版

目次

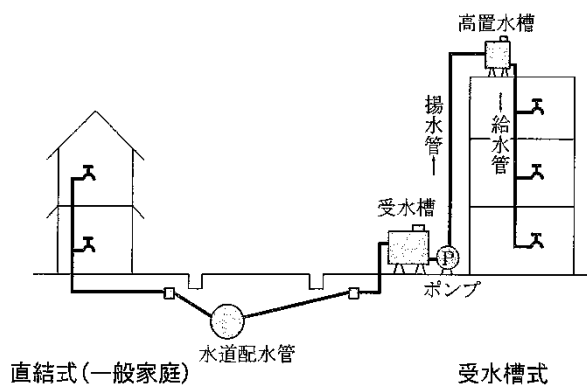
I	簡易専用水道とは	2
II	設置者の義務	3
III	保健所の指導	5
IV	汚染事故等の緊急時の措置	6

I 簡易専用水道とは

中高層のビルやマンション等の共同住宅で水道水を使用する場合には、通常の水圧だけでは3階以上に安定して水を供給できないことから、水圧や水量を調整するため、水道水を「受水槽」に一旦貯水し、屋上等に設置した高置水槽に揚水して（直接圧力タンクにより給水する場合があります。）各階へ給水するしくみがとられています。

この「受水槽」以下の給水設備は、各施設の設置者が管理しなければなりません。原水が県や市町村で供給する水道水であることから、とくに安心しがちとなり、管理がおろそかになることもあります。

水道法では、受水槽以下の給水設備の管理を徹底するため、一定規模以上の施設について法的な義務付けをすることにより、安全で衛生的な水の確保を図ることとしています。

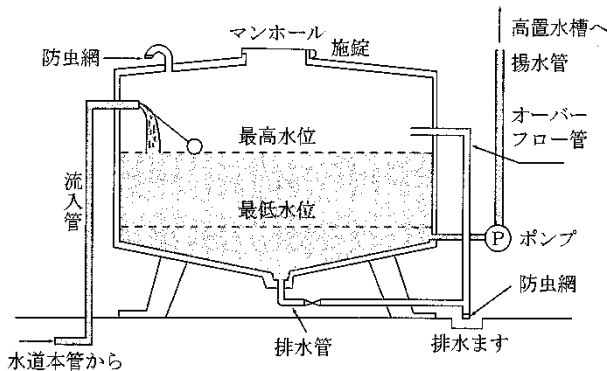


簡易専用水道は、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源として、一旦受水槽に貯留し、高置水槽や圧力タンク等で給水する水道で、受水槽の有効容量が 10 立方メートルを超えるものが該当します。

(注)

1. 受水槽に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合は該当しません。
2. 自家用井戸水等の水道水以外の水を水源とする場合や、混合使用する場合は該当しません。
3. 水槽が複数あって給水管等で相互に接続している場合の有効容量は、その合計量として算定します。
4. 専用水道に該当する場合は除かれます。

〔受水槽の構造例〕



Ⅱ 設置者の義務

簡易専用水道の設置者（所有者等）には、法によって次のことが義務づけられています。

■ 保健所への届出

簡易専用水道を設置した場合は、所定の届出用紙により保健所へ届け出てください。

また、設置者、受水槽の設置場所、容量、材質及び施設名称等を変更した場合や受水槽の規模縮小等によって簡易専用水道に該当しなくなった場合も届出が必要です。

■ 維持管理

水槽の清掃を年1回定期に行うこと。

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積するため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

この清掃を行う場合、法律ではとくに資格を定めていませんが、特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することをお勧めします。なお、貯水槽清掃の専門的知識・技術を有する者としては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定された登録業者等がいます。

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときはすみやかに補修・改善すること。

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。したがって定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに改善措置をとらなければなりません。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、すみやかに点検してください。

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、又配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。

したがって日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

[外観検査の方法]

透明のガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また飲んでみて異味がないかなどを調べます。

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し利用者等に周知すること。

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知するとともに、保健所へ連絡し指示を受けてください。

給水栓端末で遊離残留塩素を 0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

原水はすでに消毒された浄水ですが受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓端末で規定の残留塩素が確保されないことがあります。この場合、万一病原生物等が混入したときには感染症の発生を引き起こしかねません。法では残留塩素の測定はとくに義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとる必要があります。

管理について帳簿を備え記録・保存すること。

管理にあたっては、給水施設に関する構造図・系統図等が必要不可欠です。また、貯水槽の清掃や、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

消防設備として飲用水用の水槽を共用することは本来望ましいものではありませんが、これらの施設では槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

■ 管理状況検査

毎年 1 回、検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

主要な法規制事項の一つとして、設置者には年 1 回管理状況の適否について検査機関の検査を受ける義務が課せられています。この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備はないか、使用水が衛生的で安全なものであるか等について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見に努めることにあります。

検査機関が実施する検査の内容は次のとおりです。

- (1) 水槽等の外観検査
受水槽・高置水槽の内外部の点検やその周辺の清潔状態についての検査
- (2) 給水栓における水質検査
臭気・味・色・色度・濁度及び残留塩素の測定
- (3) 書類検査
管理に必要な給水設備等の関係図面や水槽の清掃記録等管理に関する記録についての検査

なお、この検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして検査機関からその旨を報告するよう助言を受けた場合は速やかに保健所に報告し指導を受けてください。

Ⅲ 保健所の指導

保健所では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次のような業務を担当します。

■ 届出の指導

簡易専用水道の正確な実態を把握するため、給水元である各水道事業者から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、法が適用されるものについては、設置者に届出を指導します。

■ 講習会の開催

講習会を開催し、適切な管理と法定検査の実施徹底を指導します。

■ 立入検査・改善指導

管理状況検査の結果、衛生上問題があるとし、検査機関からの助言により設置者から報告があった場合は立入検査等を行い、必要な改善措置をとるよう指導します。

このほか、必要に応じて管理についての報告を受け、担当職員が現場に立入り、帳簿・水質・施設を検査することがあります。

■ 改善の指示・給水停止命令

管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善を指示することがあります。

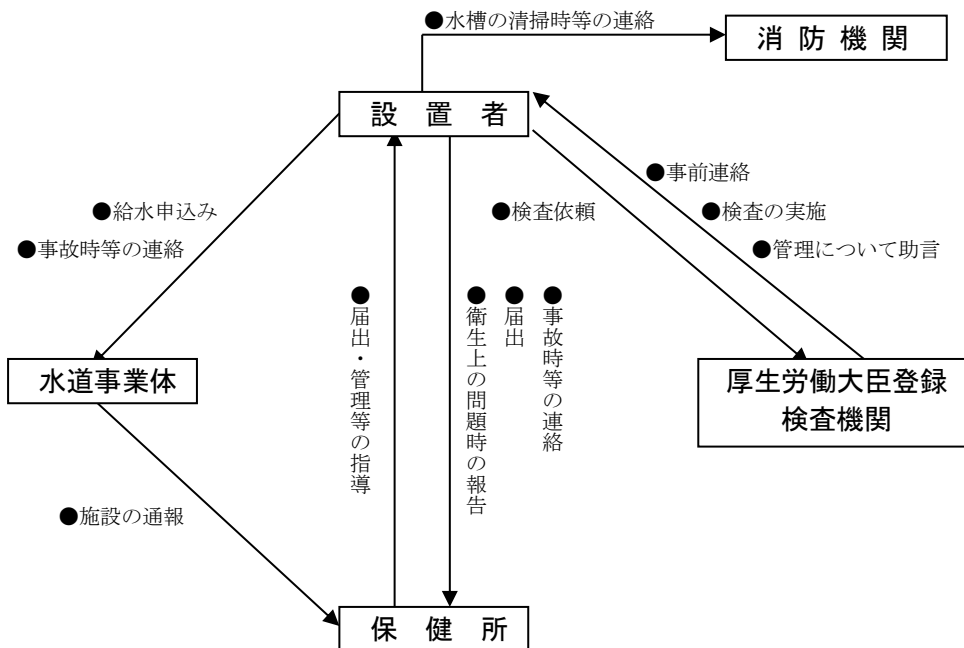
また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間給水の停止を命令することがあります。

IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、保健所及び水道事業者へ連絡し指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保すること。
直結せんがないときは、水道事業者へ相談し応急給水を依頼すること。
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、保健所の指導に従うこと。

〔簡易専用水道の取扱いのしくみ〕



水道法・施行令・施行規則抜粋

定義	<p>法第 2 条第 7 項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。</p>
	<p>施行令第 2 条 法第 3 条第 7 項 ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。</p>
管理義務	<p>法第 34 条の 2 第 1 項 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p>
	<p>規則第 55 条 法第 34 条の 2 第 1 項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 1 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に、行うこと。 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p>
地方公共団体の機関等の検査を受ける義務	<p>法第 34 条の 2 第 2 項 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p>
	<p>規則第 56 条 法第 34 条の 2 第 2 項 の規定による検査は、1 年以内ごとに 1 回とする。</p>
行政権限	<p>法第 36 条第 3 項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第 34 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p>
	<p>法第 37 条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。</p>
	<p>法第 39 条第 3 項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p>
	<p>法第 50 条第 2 項 国の設置する簡易専用水道については、第 36 条第 3 項、第 37 条及び第 39 条第 3 項に定める都道府県知事(第 48 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長)の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。</p>
罰則	<p>法第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。 1～7 (略) 8 第 34 条の 2 第 2 項の規定に違反した者</p>
	<p>法第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 1～2 (略) 3 第 39 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 40 条第 8 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

表中の都道府県知事の権限については法第 48 条の 2 の規定により、市長に移譲されています。

＜水質基準に関する省令＞ 平成 15 年厚生労働省令第 101 号

No	水質検査項目	水質基準
1	一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg / L 以下であること
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg / L 以下であること
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg / L 以下であること
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg / L 以下であること
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg / L 以下であること
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg / L 以下であること
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg / L 以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg / L 以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg / L 以下であること
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg / L 以下であること
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg / L 以下であること
14	四塩化炭素	0.002 mg / L 以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下であること
17	ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下であること
20	ベンゼン	0.01 mg / L 以下であること
21	塩素酸	0.6 mg / L 以下であること
22	クロロ酢酸	0.02 mg / L 以下であること
23	クロロホルム	0.06 mg / L 以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg / L 以下であること
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg / L 以下であること
26	臭素酸	0.01 mg / L 以下であること
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg / L 以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg / L 以下であること
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg / L 以下であること
30	プロモホルム	0.09 mg / L 以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg / L 以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg / L 以下であること
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg / L 以下であること
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg / L 以下であること
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg / L 以下であること
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg / L 以下であること
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg / L 以下であること
38	塩化物イオン	200 mg / L 以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg / L 以下であること
40	蒸発残留物	500 mg / L 以下であること
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg / L 以下であること
42	(4S 4aS 8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg / L 以下であること
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg / L 以下であること
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg / L 以下であること
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg / L 以下であること
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg / L 以下であること
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下であること
51	濁度	2 度以下であること

平成 27 年 10 月 1 日現在

簡易専用水道検査機関登録簿抜粋（営業区域に船橋市の区域を含む者）

登録番号	氏名 又は 名称	住所	電話番号	簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地
6	一般財団法人化学物質評価研究機構	東京都文京区後楽 1-4-25	03-5804-6131	東京都文京区後楽 1-4-25
8	公益社団法人日本食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前 2-6-1	042-789-0212	東京都町田市忠生 2-5-47
9	一般財団法人日本文化用品安全試験所	東京都墨田区東駒形 4-22-4	03-3829-2512	東京都墨田区本所 4-22-7
21	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-5115	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11
22	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066	千葉県千葉市中央区中央港 1-12-11
77	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前 2-6-1	03-3404-0111	東京都板橋区徳丸 1-19-10
80	一般財団法人東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南 4-8-32	042-525-3186	東京都千代田区九段南 4-8-32 中央区豊海町 5-1 立川市高松町 1-100-38
86	平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	028-660-1700 0297-42-7300	栃木県宇都宮市石井町 2856-3
87	日本理化サービス株式会社	愛知県名古屋市千種区千種 3-20-20	052-733-3561	愛知県名古屋市千種区千種 3-20-20
107	株式会社総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町 1-4-6	03-3798-3532 072-224-3532	東京都港区海岸 2-6-30 オカバ浜松町ビル 6 階 大阪府堺市堺区神南辺町 1-4-6
112	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3672-9171	東京都江戸川区西小岩 5-18-6
115	一般財団法人千葉県環境財団	千葉県千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078	千葉県千葉市中央区中央港 1-11-1
124	東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾 5-19-14 卯月ビル 10 階		東京都渋谷区広尾 5-19-14 卯月ビル 10 階
133	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境 2058-3	026-263-2010	長野県長野市大字北長池字南長池境 2058-3
143	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋 4-12-17	03-3962-1771	東京都板橋区板橋 4-12-17
146	環境未来株式会社	長野県松本市本庄 1-1-13	0263-37-1977	長野県東筑摩郡朝日村大字古見 3757-1
150	日本分析株式会社	東京都板橋区小豆沢 2-26-14	03-5914-4431	東京都板橋区小豆沢 2-26-14